


<h1>指導資料</h1> <p>鹿児島県総合教育センター 令和 4 年 4 月発行</p>	<h2>特別支援教育 第212号</h2>		
	<p>対象 校種</p>	<p>中学校 義務教育学校 高等学校</p>	

移行期における学校間連携の充実 ～高等学校における取組～

特別な支援が必要な生徒の引継ぎについては、移行支援シート等や学校間連絡会で行われているが、引継ぎが円滑に行われていない現状がある。そこで、特別な支援が必要な生徒の引継ぎを高等学校が主体となって中学校と行い、校内における支援に生かした実践例を紹介する。

1 はじめに

本県の第 3 期教育振興基本計画には、「学校教育法施行規則の改正により、平成30年 4 月から高等学校においても『通級による指導』が制度化されたことを踏まえ、高等学校における特別支援教育を推進していく必要がある」と示されている。

平成30年 8 月には学校教育法施行規則の一部が改正され、小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒については、個別の教育支援計画の作成が必須とされた。個別の教育支援計画は、進学先や就職先に確実に引き継がれることで、乳幼児期から就労までの一貫した支援を行うことができる重要なツールとなっている。

本県においては、県教育委員会が校種間の引継ぎにおいて活用できるものとして、平成 21 年に移行支援シートを作成している。移行支援シートとは、就学等に当たって、子供の情報をコンパクトにまとめ、焦点化して就学前の支援機関から就学後の支援機関へ引き継ぎ、早期に受入等の準備を進めるために活用するものである。

2 本県の公立高等学校における移行支援シート等を活用した引継ぎの現状

本県の公立高等学校において、特別な支援が必要と学校が判断した新入生のうち、入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた生徒数は、図 1 のとおりである。

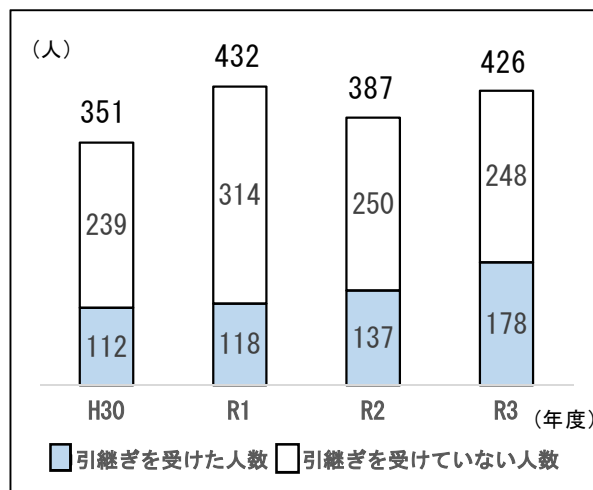


図 1 入学時における移行支援シート等を活用した引継ぎの状況

図 1 から、特別な支援が必要な生徒の引継ぎを受けた人数は、増加傾向であることが分かる。しかし、引継ぎを受けた人数の割合は、令和 3 年度においても 41.8% (178/426人) であり、まだ半数に満たないことが分かる。

3 A高等学校の移行支援シート等を活用した引継ぎの現状と課題

「特別な支援が必要な新入生在籍状況調査」(A高等学校実施)の4か年分の結果は、**図2**のとおりである。なお、特別な支援が必要な新入生は障害の有無ではなく、新入生担任が特別な支援が必要と判断した生徒である。

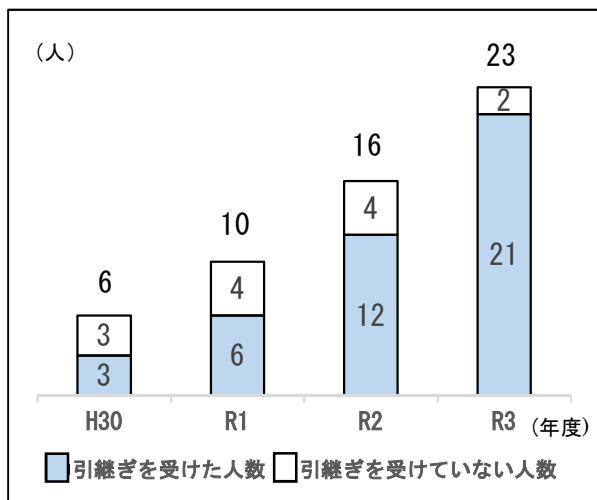


図2 A高等学校の入学時における移行支援シート等を活用した引継ぎの状況

図2から、特別な支援が必要な新入生は、4年間で3.8倍の増加、引継ぎを受けた人数は7倍の増加である。また、引継ぎを受けた人数の割合は、平成30年度で50% (3/6人)、令和3年度で91.3% (21/23人)であり、本県の状況(図1)と比較して高いことが分かる。

A高等学校では、年2回の学校間連絡会や入学者選抜合格者発表後の中学校訪問で引継ぎを実施しており、中学校訪問等で得た情報は、第1学年の教職員で共有し、支援策の検討に役立てている。しかし、特別な支援が必要な新入生が毎年増加しており、現在の方法では十分な引継ぎが行えていない状況もある。また、新入生の担任からは、「出身中学校の旧担任と直接情報交換がしたい」、「家庭状況が詳しく知りたい」など、特別な支援が必要な生徒に対する引継ぎの在り方に関する意見も挙がっている。

4 特別な支援が必要な生徒の情報引継ぎ(中高連絡会)の実施に向けて

特別支援教育コーディネーターが、引継ぎや校内支援体制等に関する教員の意見を集約し、校内支援委員会で報告を行い、特別な支援が必要な生徒の情報引継ぎ(中高連絡会)を新たに設定することの提案を行った。

具体的には、特別支援教育係で特別な支援が必要な生徒の情報引継ぎを有効活用する方法や係会の在り方を検討し、次の流れで行うこととした。

- (1) 校内LANでの情報共有 I (移行支援シート等)
 - (2) 「自分の得意・不得意気付きシート」を全校生徒に実施
 - (3) 特別な支援が必要な生徒の把握
 - (4) 個別の教育支援計画の作成
 - (5) 新入生担任への希望調査の実施(対象生徒の出身中学校の担任との情報交換について)
 - (6) 希望調査を基に中学校との連絡調整
 - (7) 特別な支援が必要な生徒の情報引継ぎ(中高連絡会)の実施
 - (8) 校内LANでの情報共有 II (引継ぎで得た情報)
- ※ 特別支援教育係会(対象生徒への支援内容の確認、課題への対応等)を定期的に行う。必要に応じて、対象生徒のケース会議を開催し、複数の教員で支援策の検討を行う。

5 特別な支援が必要な生徒の情報引継ぎ(中高連絡会)から校内の支援体制へ

- (1) 実践 I 「中高連絡会」

日時：8月24日(月) 9:30~12:00

参加者：A高等学校教員3人(担任2人、特別支援教育コーディネーター)、中学校教員2人

内容：特別支援教育の観点からの新入生5人の情報交換(表1参照)

中学校の教員との情報交換を通して、生徒・保護者への支援，対応の仕方等，高等学校での指導・支援の参考になる情報を得ることができた。連絡会に参加した教員は，得られた情報を関係の教員で共通理解する必要性を感じるようになった。

表 1 中高連絡会での情報交換の内容（生徒 B について抜粋）

高等学校での様子等	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 B が級友とともに授業妨害を行い，指導困難になることがある。 授業への取組に差がある。パソコンを使った授業ではタイピングが速く積極的である。 他学級の親しい生徒とは，良好な人間関係を築いている。 保護者は，学校の指導体制に協力的ではない。
中学校在籍時の様子等	<ul style="list-style-type: none"> 後先考えずに行動するため，級友とのトラブルが多かった。 教員に対しての暴言が多く，担任等と生徒 B との信頼関係の構築は難しかった。 教科の授業は，寝ていることが多かった。 級友と関わりをもちたい気持ちがあるが，うまくコミュニケーションをとることは難しかった。 入学当初は，保護者と学校間の意見の相違もあったが，進級するにつれて信頼関係が構築された。

(2) 実践Ⅱ「校内での係会」

日 時：毎週金曜日 3 限時

参加者：特別支援教育係 6 人

内 容：中高連絡会で得た情報に基づく具体的な対応や支援体制等の検討

係会を重ねる中で，支援の緊急性の度合いから，支援策の検討を行う対象生徒の絞り込みを行い，より具体的に指導・支援の検討を進めていく係会になっていった。対象生徒に

関係する教員の特別支援教育に関する知識や理解に差があり，支援の共通理解や実践が難しい現状があったが，管理職の協力を得るなどして，支援体制の整備を進めた。

(3) 実践Ⅲ「ケース会議」

日 時：12月 1 日（火）14：00～15：00

参加者：A 高等学校教員 4 人（担任，学年部教員，生徒指導主任・部活動顧問，特別支援教育コーディネーター）

内 容：生徒 B の支援についての共通理解（表 2 参照）

ケース会議を通して，関係する教員の情報共有を進めることができた。生徒 B の交友関係の改善を図ったり，自己評価の機会を設定したりするといった対応について共通理解を行った。また，「子育ての苦勞に共感し，信頼関係を構築する」という保護者への対応の基本的姿勢を確認することができた。

表 2 生徒 B についての情報交換の内容

部活動顧問からの情報	<ul style="list-style-type: none"> 県大会等で生徒 B が自分の力量を知り，練習の必要性を理解するという機会にしたいが，課題提出等が間に合わず，県大会に出場できていない現状がある。 生徒 B の現状を考慮すると部活動で他の生徒と同じような指導を行っても効果が期待できない。時間を掛けて部活動の意義を認識させていく指導を続ける。 保護者とは，密に連絡を取っている（練習状況，課題提出等）。
担任からの情報	<ul style="list-style-type: none"> 授業妨害は少なくなっている。 親しい級友に「今のグループと付き合い続けているとよくない」と進言されているためか，交友関係に変化があり，特定のグループと一緒に行動することが少なくなっている。 保護者との連絡が取りにくい現状があり，副担任と連携して，保護者対応を行っている。

6 移行期における学校間連携の基本的な考え方

特別な支援が必要な生徒が就学，進学後も充実した学校生活を送ることができるようにするためには，学校間において確実に引継ぎを行い，切れ目なく支援を受けられるようにすることが大切である。「移行期における学校間連携の基本的な考え方」について，県教育委員会は次のように示している。

- (1) 引継ぎを行う必要のある生徒
 - ・ 特別支援教育支援員による配慮や支援を受けている生徒
 - ・ 通常の学級において担任若しくは教科担任等の配慮や支援を受けている生徒
 - ・ 特別支援学級に在籍している生徒
 - ・ 通級による指導を受けている生徒
 - ・ 高等学校の受検の際に，合理的配慮の提供を求め，実際に提供を受ける生徒
- (2) 引継ぎに用いる文書について
 - ・ 個別の教育支援計画，個別の指導計画，移行支援シート，各学校で作成した引継ぎ資料等により確実に引継ぎを行うこと。
 - ・ 保護者の意向等により個別の教育支援計画や移行支援シートの作成が難しい場合は個別の指導計画を指導の記録として確実に引き継ぐこと。
- (3) 留意事項
 - ・ 引継ぎについては，可能な限り入学までの間に行うこと。
 - ・ 個別の教育支援計画及び移行支援シートを引継ぎ資料として用いる場合，保護者の了承を得ることが原則であることから，保護者への理解・啓発を計画的に行うこと。
 - ・ 引継ぎを受けた全ての学校は，教職員の共通理解を確実にを行い，校内支援委員会等で支援内容・方法等について検討を行うとともに，個別の

教育支援計画及び個別の指導計画を作成し，指導及び支援の充実を図ること。

- ・ 高等学校においては，卒業後の進学先，就職先と連携を図り，移行支援シートや就職支援シート等を活用した引継ぎに努めること。

7 おわりに

特別な支援が必要な生徒は，高等学校入学後，中学校との環境や学習内容等の違いなどにより，大きなストレスを感じる事が考えられる。したがって，入学前に対象生徒の情報を得て対応策を検討しておくこと，状況に応じて臨機応変に対応すること，学校全体で取り組むことなどが非常に重要である。

本稿で述べたA高等学校の実践は，担任，中学校時の担任，係の教員等が連携して，学校全体で支援体制の構築を図った例である。中学校と高等学校間で関係者の日程調整を行うが，会議を設定することは難しいため，既存の中高連絡会を見直したり，Web会議システムを活用したりする方法も考えられる。

高等学校において，特別支援教育に係る中高連携や校内支援体制の充実が，今後も図られることを期待する。

－引用・参考文献－

- 鹿児島県教育委員会『移行支援シートの作成の手引き』平成21年3月
- 文部科学省初等中等教育局長通知『学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について』平成30年8月
- 『第3期鹿児島県教育振興基本計画（特別支援教育の推進）』平成31年2月
- 鹿児島県教育委員会教育長通知『移行期における学校間連携の充実について』令和2年12月

（特別支援教育研修課 宇田 学治）